

令和5年6月（第6回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日（金）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	11番	渡邊 義幸
12番	坂田 俊明	13番	坂田 成喜
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

10番 中川 恭一

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	議案第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9	令和5年 第7回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 事	上村 洸二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和5年第6回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、10番中川委員より欠席の連絡がっております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。

岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番松本功委員、9番中村光博委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部が4件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

使用貸借権設定の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が7件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、賃貸借の部 中間管理事業分が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(1番委員)

調査報告いたします。

6月3日に中島推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。
農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、
トラクター・耕運機・田植機・コンバイン・草刈機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、柿、里芋で、申請地には粟を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数65年、年間220日、妻が
経験年数50年、年間220日、長男が経験年数30年、年間100日となっ
ております。

取得後の農地の面積については、29,511㎡ですので、問題ないと思っ
ます。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等
にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思っております。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を
よろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。
番号1番につきましては、7番松本功委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

6月6日に福永推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が牛舎を新たに整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、転用目的が農業用施設であることから転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思ひます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について松本功委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

只今、議案第3号につきましてご説明いたしました。
番号1番につきましては、9番中村光博委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いいたします。

(9番委員)

5月30日に守江推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、すでに建っている個人住宅の所有権移転に伴い違反状態を是正する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地については、以前から個人住宅として使用されていたため、譲渡人より始末書の添付がされており、今後は農地法を遵守することです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について中村光博委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和5年第7回委員会の日時について申し上げます。
次回は7月10日、午後2時より益城町役場2階会議室で開催いたします。
予定に入れておいていただきたいと思います。
以上、用意しました案件につきましては議了しました。
閉会をさせていただきたいと思います。
閉会の挨拶を荒川筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1 番委員)
《挨撈》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月9日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員